

審 査 基 準

令和 4 年 5 月 13 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第 2 項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会（仮免許証の再交付については、佐賀県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：1 日（行政庁の休日は含まない。） エリア外の警察署は20日
申 請 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課免許係、エリア外警察署にあっては住所地を管轄する警察署交通課 （仮免許証の再交付については、佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係）
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課免許係、エリア外警察署にあっては住所地を管轄する警察署交通課 運転免許課 電話0952-98-2220 内線220 （仮免許証の再交付については、佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係 電話0952-98-2220 内線231）
備 考：